

「一障がいのある方へ福祉のあらし（令和7年度版）」広告募集要項

1 募集媒体

「一障がいのある方へ福祉のあらし（令和7年度版）」

(1) 用途

本冊子は、制度や障がい者施策について簡潔にまとめ、内容を広く周知し、円滑な障がい者施策の運用を図ることを目的に作成し、大阪市内に居住している障がいがある方やその家族に対して配布している。

配布は、各区役所や大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター、大阪市こころの健康センター、大阪市子ども相談センター等で行い、冊子の内容（広告を含む）は、大阪市ホームページに掲載する。

(2) 規格等

【規格】 A 4 縦 138 ページ（表紙・裏表紙含む）（予定）

【紙質】 上質紙 坪量 64 g/m² （四六判 55kg）

【刷色】 表紙・裏表紙は普通色の薄い単色、その他については1色（黒）濃淡有

【製本・加工】 左無線綴じ、巻表紙、背表紙文字、冊子右下切り欠き

(3) 広告の掲載場所、広告サイズ

別紙「広告掲載場所」参照

ア A～C 枠 スペース：縦 80mm × 横 180mm < 3 枠 >

イ D～F 枠 スペース：縦 130mm × 横 180mm < 3 枠 >

※広告のイメージ及び掲載場所等は、大阪市のホームページ上に掲載しているため、必要に応じて確認すること。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000652456.html>)

※広告の掲載箇所付近に、次の文章を記載する。

「以下は広告スペースです。」

「※広告に関する一切の責任は、広告掲載者に帰属します。」

「※広告内容に関するご質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。」

※別紙「広告掲載場所」は、昨年度の印刷内容を基に作成しているため、一部内容を変更することがある。

2 作成予定部数

36,500部

3 配布期間

令和7年10月から令和8年9月

※ただし、冊子の発行時期及びホームページへの掲載時期等により、前後する可能性がある。

4 広告募集期間

令和7年6月2日（月）から 令和7年6月23日（月）まで

5 掲載できない広告

「福祉局広告掲載要領」第2条及び第3条に該当するもの。また、次に該当するものも掲載できない。

(1) 墓地・墓石・葬祭関係の業種

(2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの。

審査の結果、その広告内容が、福祉局が実施している業務上、掲載することができない合理的理由があると福祉局長が認める場合は、広告を掲載できないことがある。

6 広告表示内容に関する個別の基準

具体的な表示内容等については、福祉局障がい者施策部障がい福祉課で、「福祉局広報印刷物広告掲載要領 別表第10条関係 広告表示内容に関する個別の基準」の各項目について検討し、判断する。

その結果、内容の訂正・削除等が必要な場合は、その旨を広告事業者に依頼し、依頼を受けた広告事業者は、正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

7 申込方法

(1) 提出物

ア 広告原稿 ※広告主決定後、別途データを入稿すること。

イ 福祉局広報印刷物広告掲載申込書

(2) 提出方法

募集期間中に持参もしくは郵送で提出すること。

※持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分までに提出すること。

※送付の場合は、令和7年6月23日（月）必着。

(3) 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課 企画グループ（福祉のあらし担当）宛

8 広告主の決定方法

複数の応募があった場合、広告掲載最低料金以上の広告掲載料金を掲示したもののうち、最も高い広告掲載料金を提示した者を広告主候補とし、提出された申込書について審査を行い、広告主を決定する。

また、最も高い広告掲載料金による申し込みが複数ある場合には、抽選により決定する。

なお、決定方法については、下記の特記事項を定める。

<特記事項>

- (1) 広告掲載箇所「A～C 枠」又は「D、E 枠」で2 枠以上購入の場合、広告との間の空白を含めた面積を広告枠として使用できる(ただし、A 枠とC 枠の2 枠を購入した場合を除く)。
- (2) 広告掲載箇所A～F 枠の各枠で次点になった事業者のうち、希望した枠以外での掲載を希望し、かつ入札金額が次に希望する枠(入札希望のない広告枠を含む。ただし、申込みの広告掲載料金により却下する場合がある。)の申込事業者の中で一番高かった場合は、その枠の広告掲載者になる。

ただし、広告主からの広告が、上記「5 掲載できない広告」に該当する場合などは、申し込みは無効として、広告掲載料金で次点につけている者を繰り上げて順次広告主候補として審査する。

審査の結果、広告掲載の採用もしくは不採用の旨を記載した決定通知書を送付する。

本広告募集において、広告事業者が決定しない場合は、令和7年7月7日(月)から令和7年7月14日(月)の期間に、別途広告募集ホームページを公開し、定額制先着にて再募集を行う。

9 広告料の納付等

(1) 納付方法

広告主決定後、福祉局障がい者施策部障がい福祉課から広告主あてに納付書を送付し、広告主は、指定期日までに一括で納付する。

(2) その他

納付期限等は広告主が決定次第、当該広告主あて別途知らせる。

また、納付された広告料は原則として返還しない。

10 広告の承認の取消しなど

広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、その掲載を取り消すことがある。

- (1) 本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。
- (2) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき、又は社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

- (3) 指定する期日までに広告料の納付又は原稿の提出がないとき。
- (4) 福祉局障がい者施策部障がい福祉課の業務上やむを得ないとき、その他特に福祉局長が必要と認めるとき。

11 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の損害賠償がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

12 問い合わせ先

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課 企画グループ（福祉のあらまし担当）

電話：06-6208-8071 F A X：06-6202-6962

13 その他

- (1) 内容について疑義が生じた場合や本募集要項に記載のない事項については、その都度当局と広告主との協議を行い、決定する。
- (2) 広告A～E枠の各ページ下部に切り欠きが入るが、音声コードはつかない。
- (3) 広告F枠のページ下部に切り欠きが入り音声コードがつくが、広告内容は音声化しない。